公　示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。

プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日（小規模と位置付けられている案件については、原則本日）から配布しますので、応募のためのプロポーザル作成に当たっては、同業務指示書に基づき、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel:03-5226-6612）あてにお願いします。

注）本公示に係る業務指示書及び配布資料等の配布については、電子データをダウンロードする方法で行います。具体的な配布方法は、当機構ＨＰの調達情報＞お知らせ＞「業務指示書等の電子配布本格導入について【コンサルタント等契約】」（http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410_01.html）を参照願います。

２０１３年8月２６日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理事　小寺　清

【１．プロポーザル提出の資格】

以下のプロポーザル提出の資格には十分ご留意ください。

プロポーザル提出の有資格者（共同企業体を編成する場合の構成員を含む）は、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者に限ります。資格の詳細については、当機構ホームページ「競争参加資格審査」（http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html）を参照願います。

会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、プロポーザル提出の資格がありません。

また、機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中においては、プロポーザル提出の資格がありません。具体的には、以下のとおり取り扱います。

・プロポーザルの提出締切日が資格停止期間中の場合、プロポーザルを無効とします。
・資格停止期間中に公示され、プロポーザルの提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、プロポーザルを受付けます。
・資格停止期間前に、契約交渉相手方として通知されている場合は、当該コンサルタント等との契約手続きを進めます。
・契約交渉相手方として通知される前に資格停止期間が始まる案件のプロポーザルは無効とします。

【２．業務指示書の配布】

業務指示書及び配布資料等の配布については、上記１．に示すプロポーザル提出の有資格者のみに限定します。

平成25・26・27年度全省庁統一資格を有している場合は、業務指示書の配布時に、全省庁統一資格結果通知書（写）及び情報シートを提出願います。なお、既に一度同（写）を機構に提出頂き、機構から「整理番号」を通知されている方については、同番号を提示頂くだけで結構です。

また、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有していない場合は、機構の事前資格審査を受けて頂き、その結果通知書（写）に示す「整理番号」を提示願います。事前資格審査は、申請いただいてから２～３営業日で結果通知させていただいています。

なお、業務指示書に限っては、事前資格審査申請中でも配布させていただきますので、その場合は、申請書の受領書（写）等を提示願います。

詳しくは、機構ホームページ（http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html）をご確認ください。情報シートの様式も同ページに掲載しております。

【３．情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

（http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html）

また、下記（１）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

（http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html）

（１）公表の対象となる契約相手方（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。
ア．当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること
注）役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
イ．当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の３分の１以上を占めていること
（２）公表する情報
契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。
ア．対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名
イ．契約相手方の直近３ヵ年の財務諸表における当機構との取引高
ウ．契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合
エ．一者応札又は応募である場合はその旨
（３）当機構の役職員経験者の有無の確認日
当該契約の締結日とします。
（４）情報の提供
契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

番号：１　　　　　　　国名：ミャンマー　　担当：産業開発・公共政策部
案件名：通関電子化を通じた税関近代化支援計画準備調査（ファスト・トラック制度適用案件）
調査区分：プロジェクト形成（無償）

１　契約予定期間：2013年9月下旬～2014年3月下旬

２　参加要件
日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。
税関業務に関する情報システム構築に係る調査業務経験を有し、同分野の専任技術者を配置できること。

３　参加資格のない社等
商社、建設業者、本件に関連する資機材製造部門を有するコンサルタント及び本件に関連する資機材メーカー

４　今後の選定プロセス（予定）
(1) 業務指示書等配布依頼書受付期間：2013年8月28日から2013年9月3日17：00まで
　　　　　　　　　　※受付時期が遅れる場合は、当機構HPにて告知します。
　　　　　　　　　　※依頼書は電子メールにて受付いたします。（冒頭留意事項２．参照）
(2) 業務指示書等ダウンロード期間：2013年8月28日から2013年9月4日23：59まで
　　　　　　　　　　※上記期間であれば、ダウンロードは土日祝日を含め、24時間可能です。
(3) プロポーザル提出：2013年9月11日12：00まで
　　　　　　　　　　※プロポーザル提出期限については、業務指示書に記載のものが最終のものとなります。
(4) 選定結果通知　　：9月中旬
(5) 契約交渉　　　　：9月中旬～9月下旬

５　業務の目的
　ミャンマー連邦共和国（以下、「ミャンマー」）は、2011年3月の新政権発足以降、従来の中央集約的経済から市場経済化に向けた諸改革に取り組んでおり、2011年10月の車両輸入規制の緩和や銀行の外貨取引の解禁、2012年4月の為替レートの統一化に向けた管理変動相場制といった政策を次々に導入している。近年の経済成長率を見ると、欧米による経済制裁解除やミャンマー国内の経済改革への期待による投資・貿易促進、インフレ率の抑制などにより、2011年は5.5%、2012年は6.2%を達成し、2013年も6.3%の成長が予測されている 。
　ミャンマーにおいては、労働集約型・輸出指向型産業を中心とした民間セクター開発を進めているものの、投資のボトルネックとして、賄賂や汚職等の非公式なビジネス・コストや煩雑な行政手続等（通関手続きも含む）が挙げられている。通関制度の整備（通関システム含む）は、ASEAN諸国内でも大きく出遅れ（世銀調査「Logistics Performance Index」では、域内最低の122位/155か国）、また、輸出入量が増加しているにもかかわらず、税収に占める関税収入は3.2%と非常に低い水準にあり、通関手続きの効率化・重点化による歳入基盤の強化と貿易円滑化の両立が重要課題となっている。また、2015年のASEAN地域統合等を見据え、通関を含む輸出入手続きの簡素化・国際的調和化を目的としたナショナル・シングルウィンドウ（National Single Window、以下、「NSW」）の　実現及び将来的なASEANシングルウィンドウの構築がミャンマー政府の喫緊の課題となっている。
　かかる背景の下、ミャンマー税関は、我が国財務省関税局をはじめとする関係機関が使用している輸出入・港湾関連情報処理システム(以下「NACCS」)及び通関情報総合判定システム(以下「CIS」)の技術的優位性に鑑み、NACCS・CIS技術を活用したミャンマーにおける通関ITシステム構築にかかる無償資金協力及び同システムの適切な運用・維持管理に必要な人員・体制面の整備・能力向上のための技術協力を我が国に要請した。そこでJICAは、ミャンマーからの本要請に対して、無償資金協力及び技術協力スキームを活用した包括的かつ効率的・効果的な支援枠組みの検討を行うことを目的として準備調査を実施することとなった。
　本業務はそのうち無償資金協力スキームを活用した通関ITシステム構築に関し、その妥当性を検討し、最適な計画内容、規模を検討した上で、概略設計を行うことを目的とする。

６　業務の範囲及び内容
(1)　業務対象地域
　ヤンゴン地域（含むティラワ）

(2)相手国関係機関
　財務省関税局

(3)　業務内容
１）インセプション・レポートの説明・協議
２）プロジェクトの背景・経緯の確認
３）プロジェクトの実施体制の確認
４）プロジェクト内容の計画策定
（ア）計画・設計の基本方針

（イ）基本計画
（ウ）概略設計図
（エ）概略計画・設計
ア）　ソフトウェアの機能・仕様にかかる計画
イ）　ハードウェア等の機能・仕様にかかる計画
ウ）　施設・設備計画
エ）　調達計画
オ）　技術協力の詳細策定のための情報収集・分析・提言
５）相手国側負担事業の概要の検討
６）プロジェクトの維持管理計画の検討
７）プロジェクトの概略事業費の積算
８）協力対象事業実施に当たっての留意事項の検討
９）プロジェクトの評価
１０）準備調査報告書（案）の説明・協議

７　成果品等
（１）概略事業費積算内訳　　(2014年3月上旬)
（２）機材仕様書　　(2014年3月上旬)
（３）準備調査概要資料　　(2014年1月上旬)
（４）準備調査報告書　　(2014年3月上旬)

８　主要な分野及び評価対象予定者
１）業務主任/システム設計1　（評価対象予定者）
２）通関業務計画　（評価対象予定者）
３）システム設計2/積算　（評価対象予定者）
４）機材計画/調達計画/積算

９　特記事項
(1)本件プロポーザルについては、記載分量、内容を簡潔にしていただく予定です。
(2)本件受注コンサルタント（JV構成員および補強を含む。以下「受注コンサルタント」という。）は、本調査の結果に基づき、我が国政府による無償資金協力が実施される場合は、設計監理契約以外の役務及び財の調達には参加できない（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も調達できない）予定です。
(3) 共同企業体の結成を認める予定です。

注：本案件概要は予定段階のものですので詳細については変更される場合もあります。